

京都市告示第286号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局西部土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和6年7月18日

京都市長 松井 孝治

名 称	位 置	供用開始の期日
西ノ京春日公園	京都市中京区西ノ京春日町16番51	告示の日

(西部土木みどり事務所)